

大竹市週休2日工事等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を図るため、週休2日工事等（週休2日工事又は週休2日交替制工事をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、対象期間内の累計現場閉所の日数の割合（現場閉所日数の実績の累計日数を対象期間の累計日数で除した割合をいう。第12項において「現場閉所率」という。）が4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月単位で、週休2日の状態をいう。

3 この要領においては、「月単位」とは、対象期間を28日ごとに分けた期間をいう。

4 この要領において「通期の週休2日」とは、対象期間において週休2日の状態（月単位の週休2日の状態のものを除く。）をいう。

5 この要領において「週休2日工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

(1) 月単位の週休2日の状態（対象期間を月単位に分けた際に残日数がある場合において、週休2日の状態を満たすときを含む。）又は対象期間の日数が28日に満たない場合において、週休2日の状態を満たす工事（以下「月単位の週休2日工事」という。）

(2) 通期の週休2日の状態を満たす工事（以下「通期の週休2日工事」という。）

6 この要領において「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

(1) 年末年始6日間及び夏期休暇3日間

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事全体を一時中止している期間

(4) 災害時の緊急対応等受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

7 この要領において「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日をいう。

8 この要領において「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去及び後片付けを除く。）

) が完了した日をいう。

9 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

10 この要領において「週休2日交替制工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

(1) 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者（施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者及び技能労働者であるものをいい、従事した期間が2週間未満の者を除く。以下「技術者等」という。次号において同じ。）が全ての月単位（対象期間を月単位に分けた際に残日数がある場合において、週休2日の状態を満たすときを含む。）又は対象期間の日数が28日に満たない場合若しくは月単位ごとに分けたときの残日数がある場合においてはその期間で交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態（その平均休日数の割合（当該技術者等ごとの休日日数を対象期間のうち当該技術者等が従事した日数で除した数の合計を当該技術者等の人数で除した値をいう。第12項において「休日率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。次号において同じ。）の工事（以下「月単位の週休2日交替制工事」という。）

(2) 対象期間内に現場に従事した技術者等が交替しながら4週8休以上の休日の確保を確保したと認められる状態の工事（以下「通期の週休2日交替制工事」という。）

11 この要領において、休日とは、実際の作業をしない日であって、かつ、現場へ出る体制を確保していない日のことをいう。

12 この要領において「4週8休以上」とは、現場閉所率又は休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事等の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

(1) 応急工事等の緊急を要する工事

(2) 現場での施工期間（実作業日数をいう。）が、2週間未満の工事（発注方法等）

第4条 週休2日工事等の発注の方式は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

(1) 発注者指定型 対象工事のうち現場条件や施工期間（対象期間）の制

約が厳しい工事を除き、原則、当初設計金額500万円以上の工事（当初設計金額500万円未満の工事であっても市長が必要と認める場合を含む。）とし、発注時から市長の指定により実施する工事をいう。

(2) 受注者希望型 契約締結後、受注者の希望により実施する工事をいう。

2 市長は、前項各号に掲げる方式で発注する工事においては、特記仕様書に週休2日工事等の対象である旨を明記するものとする。

3 週休2日工事等の発注は、月単位の週休2日工事で発注するものとする。ただし、月単位の週休2日工事で発注することが困難と認めるときは、月単位の週休2日交替制工事で発注するものとする。

4 前項の場合において、月単位の週休2日工事による実施が達成できなかったときは通期の週休2日工事による実施を、月単位の週休2日交替制工事による実施が達成できなかったときは通期の週休2日交替制工事による実施を認めるものとする。

(実施方法)

第5条 受注者希望型で週休2日工事等を実施する場合において、受注者は、契約締結後7日以内に週休2日工事等を実施する旨の希望の有無を工事打合せ簿により市長へ申し出るものとする。

2 週休2日工事等を実施する工事の受注者は、次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、同表の中欄に掲げる施工計画を立て、それぞれ同表の右欄に掲げる提出書類を工事着手日までに、市長に提出するものとする。

工事	施工計画	提出書類
週休2日工事	原則土曜日及び日曜日を現場閉所する日	工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記した計画・実施工程表（別記様式）
週休2日交替制工事	施工体制の内容及び休日確保状況	(1) 計画・実施工程表 (2) 中欄に掲げる施工計画を証明する方法を記載した施工計画書

3 前項の規定にかかわらず、品質管理、安全管理等のために継続して行わなければならない作業及び工程上の都合等やむを得ない場合又は雨天時等で現場閉所する場合は、工事着手後であっても監督員との協議により、対象期間

内において休日を変更することができる。

- 4 週休2日工事等を実施する工事の受注者は、計画・実施工程表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）とともに、毎月7日までに市長に提出するものとする。
- 5 週休2日工事等を実施する工事の受注者は、対象期間中、公衆の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。
- 6 受注者は、工事完了日までに週休2日工事等を実施することが困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（経費等の補正）

第6条 週休2日工事を実施する場合は、当初設計時においては次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日工事の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日の要件を満たさないときは、最終変更契約時に通期の週休2日を満たす場合にあっては、通期の週休2日工事の欄の係数を乗じた補正に変更し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の要件を満たさない場合にあっては、補正係数を除いて設計変更するものとする。

経費の区分	月単位の週休2日工事	通期の週休2日工事
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

- 2 前項に規定する場合において、市場単価は、別表の名称の区分の欄に掲げる市場単価の区分に応じ、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

- 3 週休2日交替制工事を実施する場合は、当初設計時においては次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日交替制工事の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における休日率の達成状況を確認し、月単位の週休2日の要件を満たさない場合であって、最終変更契約時に通期の週休2日の要件を満たすときにあっては、通期の週休2日交替制工事の欄の係数を乗じた補正に変更し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の要件を満たさないときにあっては、補正係数を除いて設計変更するものとする。

経費の区分	月単位の週休2日交替制工事	通期の週休2日交替制工事
労務費	1.04	1.02

現場管理費率	1.03	0.01
--------	------	------

4 前項に規定する場合において、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対象としない。

(工期設定)

第7条 市長は、週休2日工事等の水準を確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

2 週休2日工事等の水準の確保を理由とする工期の延期については、認めないものとする。

(工事成績評定)

第8条 市長は、受注者が対象期間において週休2日工事等の水準を達成した場合は、第4条第1項各号に掲げる発注の方式を問わず、工事成績評定の工程管理及び創意工夫において評価するものとする。

2 週休2日工事等の水準を達成できなかった場合であっても、工事成績評定の減点を行わない。

(アンケート調査)

第9条 受注者は、市長から週休2日工事等の検証を行うためのアンケート調査の依頼があった場合は、回答に協力するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 この要領に規定する提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名除外となる場合がある。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大竹市週休2日工事等実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約する対象工事について適用し、この要領の施行の日以前に契約した対象工事については、なお従前の例による

別表(第6条関係)

市場単価の補正係数(週休2日工事)

名 称	区分	補正係数※			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位

鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

市場単価の補正係数（週休2日工事（港湾工事））

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01

汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

市場単価の補正係数（週休2日工事（下水道工事））

名 称	規格・仕様	補正係数※			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

土木工事標準積算単価の補正係数

名 称	規格・仕様	補正係数※			
		週休2日制		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03

※ 土木工事標準積算基準の間接工事費の工種区分を適用する工事においては、現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じることとする。